

【令和7年度 包括外部監査結果報告の概要】

包括外部監査人
公認会計士 白川 尊大

1. 監査のテーマ

環境の保全に関する財務事務の執行について

2. 監査の対象期間

原則として令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)とした。

ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

3. 監査の対象部局等及び対象事業

『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』では、重点政策として「グリーン社会の実現」が掲げられており、この中で環境の保全に関連する事業が多岐にわたって実施されている。令和6年度当初予算においても、当該重点政策を反映した環境保全関連事業が計上されており、その大半は環境森林部が所管するものである。

このため、本監査では、まず部局別主要事業概要説明資料(環境森林部)に記載された事業を基礎として監査対象候補を抽出した。さらに、主要事業に含まれないものであっても、環境保全上の重要性、事業規模、執行状況等を踏まえ監査人が重要と判断した事業については、追加的に監査対象に含めることとした。

なお、直近の包括外部監査において対象となった「防災」(令和3年度)、「産業振興」(令和4年度)、「農業振興」(令和6年度)に関連する事業については、重複監査を避ける観点から、本年度の監査対象から除外した。

以上より、監査対象とした事業は以下のとおりとなった(31事業、32項目)。

(単位:千円)

事業名	当初 予算額	報告書 項番
28.香川の環境を守り育てる地域づくり推進事業		
1. かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業	6,270	5.1
2. 環境地域づくり情報発信事業	2,400	5.2
3. 地域における環境学習推進事業	2,636	5.3
4. 学校における環境学習推進事業	1,069	5.4
29.脱炭素・地球温暖化対策事業		
1. 脱炭素・地球温暖化対策推進事業	13,298	5.5
2. 省エネルギー行動等促進事業	113,340	5.6/5.7
3. 再生可能エネルギー等導入促進事業	385,871	5.8
4. 吸収源対策の取組み	490,664	5.9
7. かがわエコオフィス推進事業	444,619	5.10

事業名		当初 予算額	報告書 項番
30.大気・水環境保全事業			
1.	青い空保全推進事業	30,239	5.11
2.	きらめく瀬戸内海創出事業	47,680	5.12
31.かがわ「里海」づくり推進事業			
2.	海ごみ対策推進事業	31,963	5.13
3.	生活排水対策重点事業	269,432	5.14
32.森林整備担い手育成確保対策事業			
2.	かがわの森林を守り育てる人づくり事業	11,191	5.15
33.治山・林道・造林事業			
2.	林道事業	246,998	5.16
3.	造林事業	196,700	5.17
34.県産木材の供給と利用促進事業			
1.	県産木材供給促進事業	37,692	5.18
2.	県産木材利用促進事業	17,240	5.19
35.県民総参加のみどりづくり事業			
1.	県民総参加のみどりづくり事業	9,970	5.20
36.野生鳥獣総合対策事業			
2.	特定鳥獣等個体群管理推進事業	36,236	5.21
37.生物多様性保全事業			
1.	生物多様性調査研究事業	5,167	5.22
38.自然公園等保護・利用促進事業			
1.	みどりの県有施設管理事業	32,230	5.23
2.	瀬戸内海国立公園等魅力向上事業	11,000	5.24
3.	公淵森林公園にぎわい創出事業	96,143	5.25
4.	瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業	35,665	5.26
39.循環型社会づくり推進等事業			
1.	循環型社会づくり推進事業	10,071	5.27
4.	豊島処分地維持管理等事業	22,363	5.28
40.産業廃棄物処理対策事業			
1.	産業廃棄物不法投棄等防止対策事業	16,022	5.29
2.	産業廃棄物適正処理推進費	6,094	5.30
森林病虫害等防除事業(主要事業以外)		45,578	5.31
環境保全施設整備資金融資事業(主要事業以外)		58,183	5.32

監査対象として選定した事業の中には特定の団体に負担金・補助金等を支出しているケースが認められた。そこで、対象事業の監査の一環として、そうした県費支出先の団体についてはその概要及び県が支出した資金の当該団体での使われ方等を把握し、県による適切なモニタリングが実施できているか等を確認している。

これらの対象とした県費支出先団体は以下のとおりである。

報告書 項番	団体名
5.13	香川県海ごみ対策推進協議会
5.15	かがわ森林整備担い手対策協議会

4. 監査テーマの選定事由

G7 広島首脳コミュニケ(2023 年5月 20 日)において、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられているところ、我が国政府は 2024 年5月に第六次環境基本計画を閣議決定した。

第六次環境基本計画は、「環境の保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の生活の質・幸福度・ウェルビーイング・経済厚生の向上」を最上位の目的に掲げ、環境政策を起点として、経済・社会的な課題も統合的に解決していくことを目指している。

香川県においては、『「人生 100 年時代のフロンティア県・香川」実現計画』における重点政策の一つとして、持続可能で環境と調和した地域づくりを推進し、環境と成長の好循環が図られる「グリーン社会の実現」を掲げるとともに、「香川県環境基本計画」等を策定し、「地球環境分野」、「資源循環分野」、「自然環境分野」、「生活環境分野」の分野ごとに施策を展開している。

地球温暖化の進行に伴う気象災害リスクの高まりに加え、県民の環境保全に対する意識についても一層の向上が求められる現状に鑑み、限られた財源の下、グリーン社会の実現に向けた各施策が適切に行われているかについて、合規性・有効性・効率性・経済性等の各観点から検証することは有意義であると判断し、「環境の保全に関する財務事務の執行」を令和7年度の特定の事件(テーマ)として選定した。

5. 監査の主な要点

- ① 環境の保全に関する財務事務が、関連する法令、条例、規則等に準拠して行われているか
- ② 環境の保全に関する財務事務が、事業目的に適合し有効かつ効率的に行われているか
- ③ 環境の保全に関する財務事務が、経済性に配慮して行われているか
- ④ 環境の保全に関する財務事務が、公平性を十分に確保して行われているか

6. 監査報告の指摘事項・意見事項

監査の結果、11 項目の指摘事項と 42 項目の意見事項を発見した。

指摘事項及び意見事項の記載方針

包括外部監査人は、地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定により「監査の結果」についての報告を求められており、法規等への準拠性のほか、有効性・効率性・経済性(3E)についても検討を行うこととされている。

法令・条例等に合致していないもの、また、著しく政策目的と乖離したり、形骸化していたり、公平性を欠くような状況が見られた場合は、「指摘事項」として記載している。

上記のような事実はないものの、実施状況に改善が求められる場合や、より有効な実施方法が考えられる場合等は、「意見事項」として記載している。

指摘事項及び意見事項の一覧

監査の結果、以下の 11 項目の指摘事項と 42 項目の意見事項を発見した。

なお、以下の一覧の「内容」は本文に記載した指摘事項及び意見事項の要旨である。

<指摘事項>

No.	表題	内容	報告書 項番
1	債権管理及び報告の不備について	債権発生後の期間において、適正な債権管理台帳による管理や会計課への報告が行われていない事例があった。会計規則第 189 条等に従った適正な債権管理と報告を行う必要がある。	5.9
2	工事請負契約における適切な工期の設定及び適切な工期変更理由の記載について	県立中央病院の照明 LED 化第1期工事請負契約は、当初工期(令和7年1月31日～同年3月31日)を変更契約(令和7年3月19日)で同年8月29日まで延長している。工程等から当初工期での実施は現実的ではなく、工期変更を前提とした契約であった可能性がある。適切な工期設定で契約締結できる環境整備を行い、工期変更理由は工程表等との整合性に留意して適切に記載する必要がある。	5.10
3	業務委託契約の期間延長理由の合理性について	県有施設太陽光発電設備事業の詳細設計等業務委託において、6か月の契約期間延長が実施されているが、期間延長の理由と業務工程表の内容が整合していない。期間延長理由を明確に把握し、延長される期間や金額の合理性が明確に確認できるようにする必要がある。	5.10
4	林道補助事業の延期承認手続の不備について	観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業について、事業完了予定日の延長に係る事業延期承認申請書が提出され、県はこれを承認している。申請書の添付資料は理由書のみであり、延期承認時点で改良工事は未着手、入札も未実施で工事業者も未決定であった。このような状況において、工程表等の提出を求めることなく、事業延期の妥当性や完了見込みを客観的に確認しないまま延期承認を行っていたことは、承認手続として十分とは言えず、問題である。	5.16
5	補助事業完了の適否について	木とふれあう空間整備支援事業の木造施設建設は、令和7年3月31日時点で未完成であったにもかかわらず、香川県産認証木材を使用した部分の施工完了のみをもって補助事業完了とし、本県も完了と判断している。要領は木材の材積を「竣工時」に納品書等で確認できるものに限り、「完成写真」の添付も求めており、「竣工」は一般に工事全体の完了を指す。したがって当該取扱いは不適切であり、仮に「施工完了時」を完了と解するなら要綱等への明記と証拠書類の整備が必要である。	5.19
6	補助事業の変更手続の不備について	要綱において、補助対象経費が 30%以上減額される場合等は変更承認が必要であることを定めているにもかかわらず、変更手続が規定どおりに行われていない。変更内容の事前確認及び補助金交付の妥当性の検証を確実にを行う必要がある。	5.19

No.	表題	内容	報告書 項番
7	補助対象経費の支払確認について	補助金は実際の支出に基づき精算されるべきであるにもかかわらず、実際の支払金額や支払時期等の支払事実の確認が十分に行われていないことは問題である。事業完了後の支払を認める運用であっても、支払の事実を確認する必要がある。	5.19
8	補助事業における実績報告の不正確な報告について	床材に香川県産認証木材以外の杉材を使用しているにもかかわらず、事業実績報告書に「構造、内装仕上げ材すべて県産ヒノキを使用した」と記載して提出している。重要な報告事項が誤っているにもかかわらず誤りを指摘せず補助金を交付していることは事務手続上問題である。床材の使用状況を正確に報告させ、実績報告を確認し、必要に応じて補助金額の精査や調整を行う必要がある。	5.19
9	モデル住宅の取扱いにおける制度運用の不整合について	かがわ県産ヒノキ住宅助成事業では、完成見学会を実施するのみの一般住宅を「モデル住宅」として取り扱っており、制度運用に不整合がある。制度上の取扱いを実態に即して見直し、提出書類の適正化や助成金の受益者確認を徹底する仕組みに改める必要がある。	5.19
10	免税事業者が受託する委託契約における消費税表示の不整合について	受託者の課税/免税区分を口頭で確認しているとされるが、受託者のほぼ全てが免税事業者であったにもかかわらず、決定通知・仕様書・請書等で「消費税及び地方消費税込」の表示が用いられていることは問題である。交付・受領前に、実際の区分と各種書面上の表示の整合性を確認し、誤表示は差替え等で是正し、締結後判明時も訂正等で是正する必要がある。	5.20
11	事業実施報告書の不正確な報告について	参加人数、開催日時、実施場所等に不一致や不正確な報告がなされている。委託業務検査において参加人数等の重要事項の検証が十分に行われておらず、不正確な報告が看過されていることは問題である。	5.21

<意見事項>

区分整理(監査人による便宜的な分類)

以下の区分は、意見の趣旨を俯瞰しやすくするため監査人が便宜的に整理したものであり、重要性や優先順位を示すものではない。区分は相互に重複し得る。

区分	区分の観点(分類の基準)
情報発信・利用者導線・参加促進	県民に「届く/伝わる」設計(媒体の整理、導線整備、重要情報の明示、民間連携、参加者層の拡大等)に関する課題。
計画・運営体制・連携・施設マネジメント	計画性・合議性・連携等の運営体制や、施設の整理・移譲等のマネジメントに関する課題。
KPI等の指標・データ品質・効果測定	データの設計・収集・算定(定義・算式を含む)、KPI等の指標の妥当性、モニタリングを含む効果測定・評価、根拠の提示(説明可能性)に関する課題。
調達・契約・補助金・予算執行の適正化	一者応札・随意契約・予定価格形成・補助要綱等の整備、予算の未使用・繰越等、調達・契約・補助金・予算執行の適正化に関する課題。

情報発信・利用者導線・参加促進

No.	表題	内容	求められる理由	報告書 項番
2	かがわ未来へつなぐ環境学習会における若年層参加の更なる促進について	主対象は小学生・保護者で合理性はあるが、高校生等の若年層参加が限定的となっている。	事業目的(幅広い県民の意識醸成)との整合を確保するため。	5.1
3	情報発信の最適化について	各課が連携せず複数のSNSアカウントを個別運用しており、情報が分散して分かりにくい状況となっている。	利用者視点で整理・再編し、発信効果を高めるため。	5.2
5	省エネ施策の周知強化に向けた民間企業との連携不足について	「かがわ省エネ節電所」の周知において、民間企業の媒体等を活用した連携が十分でない。	登録促進と情報発信力の向上を図るため。	5.6
6	かがわ省エネ節電所ウェブサイトにおける情報導線の不足について	「かがわ省エネ節電所」から県公式サイト等へ誘導する導線がなく、施策への関心を広げにくい。	導線を確保し、啓発効果を高めるため。	5.6
7	抽選企画における重要情報の明示不足について	抽選企画において、当選人数等の重要情報が主要ページに明示されていない。	透明性確保と誤認・苦情防止のため。	5.6
25	モニタリング調査結果の公表について	モニタリング調査を実施しているが、保全を理由に結果が非公表であり、傾向・推移等の形での公表が必要である。	県全体の環境保全の状況を示すため。	5.22
26	生物多様性に関する認知度向上と広報の強化について	県民の認知度が50%未満で推移しており、普及啓発や情報提供が限定的で、取組が体系化されていない。	周知手法を多様化し、認知度向上を図るため。	5.22
28	県立自然公園野営場の利用促進について	利用者数が減少しKPIの目標達成度が低い中、外部委託者と利用促進・広報強化を進める体制が十分でない。	利用回復とKPI達成に向けた取組を強化するため。	5.23
32	公測森林公園やすらぎの森リニューアル後の情報発信体制の不十分さについて	リニューアル後の指定管理者ホームページ等における利用促進に向けた情報発信が十分でない。	多様な媒体で発信し、利用促進と効果の向上を図るため。	5.25

計画・運営体制・連携・施設マネジメント

No.	表題	内容	求められる理由	報告書 項番
4	計画的な環境教育の推進について	環境キャラバン隊が個別要請ベースの実施にとどまり、県として計画的に推進する仕組みが十分でない。	教育委員会等と連携し、計画的に推進するため。	5.4
12	照明器具のLED化に関する具体的な導入計画の策定について	県庁本庁舎のLED化は進捗率59.8%にとどまるが、具体的な導入計画が策定されていない。	2030年度100%目標を確実に達成するため。	5.10

No.	表題	内容	求められる理由	報告書 項番
21	キャッチフレーズ選 定審査委員会開催 時の専門家委員の 欠席について	専門家委員が欠席し書面審査の みとなったため、専門的知見を踏 まえた合議の検証が困難である。	専門的知見を確実に 反映する仕組み を整えるため。	5.18
23	指定管理鳥獣捕獲 事業の構造的課題 と対症療法的運用 について	外部委託依存の高コスト構造が 固定化し、10年間実施しても被 害軽減が十分確認されていない。	費用対効果を改善 し、高コスト構造から の脱却を図るため。	5.21
24	講習会の開催日程 設定の適切性につ いて	一部講習が連続開催となり受講 が低調であり、開催日程が受講 希望者の利便性に十分配慮され ていたか検討の余地がある。	受講者確保と実受 講率の向上を図る ため。	5.21
29	大滝大川県立自然 公園の公園計画の 見直しについて	公園計画が長期間見直されず、 老朽施設の維持管理や利用実 態を踏まえた整理が行われてい ない。	利用状況等を踏ま え、計画見直しと不 要施設整理を行うた め。	5.23
30	瀬戸内海国立公園 内の県管理施設の 整理及び市町への 管理移譲について	県管理施設の見直しが進む一方、 市町で実質一体管理の例も あり、移譲可能性の検討が必要 である。	施設の利活用の最 適化を図るため。	5.23
35	瀬戸内海国立公園 指定90周年記念事 業における県負担 額の削減可能性の 検討不足について	事業の経済性向上の観点から、 民間協賛を募る可能性の検討が 十分でない。	協賛活用を検討し、 経済性を高めるた め。	5.26

KPI等の指標・データ品質・効果測定(モニタリング・評価・根拠)

No.	表題	内容	求められる理由	報告書 項番
1	かがわ未来へつな ぐ環境学習会の来 場者調査の精度向 上について	来場者アンケートが年代別人数 を正確に把握できない仕様で、 割合算出(分母・分子)にも誤りが あった。	効果把握の基礎デ ータの信頼性を確 保するため。	5.1
9	KPIの設定について	KPIが「鉄道の利用者数」でJR利 用者も含み、基準値もコロナ影響 年の数値となっている。	ことでん利用増の効 果を適切に把握す るため。	5.7
11	吸収源対策としての 取組の効果の測定 及び評価について	藻場造成等の実施状況は把握さ れている一方、吸収源対策として の効果(吸収量等)を測定・評価 していない。	費用対効果も踏ま え、効果測定・評価 を行うため。	5.9
15	常時監視業務の外 部委託における測 定結果の信頼性を 確保する体制につ いて	外部委託した法定検査の確認に 関し、チェックリスト等を用いた体 系的な確認体制が整備されてい ない。	確認漏れ防止と信 頼性・透明性確保 のため。	5.12
18	KPIの大幅な未達 状況に対する実効 性のある事業計画 の未策定について	KPIが大幅未達であるにもかかわらず、 同一内容で事業を継続し、 改善に資する運用が弱い。	年度ごとに評価し、 翌年度計画へ反映 するため。	5.15

No.	表題	内容	求められる理由	報告書 項番
19	中途離職者が多い状況における原因分析の未実施について	新規就業者数のみを KPI としているが、退職者・中途離職者が上回る状況の要因分析が行われていない。	離職要因を分析し、定着率向上策を講じるため。	5.15
31	KPI が事業内容と適切に連携していないことについて	多様な整備内容を含む事業の KPI が「国立公園利用者数」であり、事業効果を直接評価しにくい。	事業内容と連動した KPI を設定し、成果を適切に評価するため。	5.24
33	記念事業の評価が不十分であることについて	単年度の記念事業で KPI が設定されておらず、事業評価が行いにくい。	KPI を設定し実績を把握した上で、事業評価を行うため。	5.26
34	瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会来場者からの情報収集の不十分性について	大規模来場イベントであるが、来場者の認知度や意識を把握する仕組みが設けられていない。	意見等を把握し、今後の事業推進に活かすため。	5.26
36	将来推計の算定根拠の明確化について	採用した推計式や試算結果が示されず、実績値を推計に用いる理由も説明されていない。	根拠を明確化し、妥当性を評価可能とするため。	5.27
37	削減効果の報告を求めている点について	香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金は採択時に削減効果量を審査しているが、補助要綱に完了後の実際の削減効果の報告規定がない。	完了後の実績を把握し、削減効果を検証するため。	5.27
40	ダイオキシン類測定業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について	外部委託に関し、チェックリスト等を用いた体系的な確認体制が整備されていない。	確認項目を明確化し、信頼性・透明性を確保するため。	5.30
42	KPI の見直しについて	状況変化により、「更新伐の面積(累計)」KPI は評価指標として適切とはいえない。	必要に応じて、計画期間内であっても KPI を見直すため。	5.31

調達・契約・補助金・予算執行の適正化(競争性・価格・条件等)

No.	表題	内容	求められる理由	報告書 項番
8	公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について	公募型プロポーザル方式を採用したが応募が1者にとどまり、提案比較や競争性が確保できていない。	方式本来の選定効果を確保するため。	5.6
10	J-クレジット制度の説明の徹底について	補助金申請時の誓約書に入会が明記されているが、趣旨理解が不十分なまま署名し、重複登録が生じている。	制度理解の上で手続させ、重複登録を防止するため。	5.8
13	公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について	公募型プロポーザル方式を採用したが応募が1者にとどまり、提案比較や競争性が確保できていない。	方式本来の選定効果を確保するため。	5.10

No.	表題	内容	求められる理由	報告書 項番
14	予定価格算定における妥当性確保について	予定価格の算定で設計労務単価を用いる一方、参考見積が落札業者に偏り、妥当性の担保が弱い。	予定価格の妥当性を比較検証し、適正調達を確保するため。	5.11
16	香川県海ごみ対策推進協議会における繰越金残存の問題について	多額の繰越金が継続して計上され、使途が明確でないまま資金が留保されている。	使途を定め、不要な繰越金の返還等を行うため。	5.13
17	浄化槽設置整備事業に係る各市町の補助金未使用率について	補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続し、未使用額が多額に発生している。	乖離を縮小し、予算を効率的に活用するため。	5.14
20	補助金の概算払における確認手続の適正化について	実施設計業務は完了し完了払に相当するにもかかわらず、検査結果等を求めず支払っており、確認手続が不十分である。	完了払相当時は検査結果等を必須化し、支出適正性を確保するため。	5.16
22	行政内部の調整の長期化により競争性が確保されなかった契約手続について	内部調整の長期化で入札不調となり、実質1者に限定され随意契約・1者見積となっている。	早期に調達スケジュールを設定・共有し、競争性を確保するため。	5.19
27	随意契約に伴う契約金額に関する事後的な評価の記録保管について	随意契約で1者見積となっているため、妥当性や単価の検証結果を記録保管する必要がある。	随意契約における適正価格確保と事後評価の実効性確保のため。	5.22
38	波及性を目的とする補助事業における協力規定の未整備について	成果事例紹介等への協力義務が要綱等に明記されず、都度許可が必要となっている。	取組の波及を促進する観点から、協力義務を要綱等に明記するため。	5.27
39	予定価格の形成過程と同一事業者による高落札・一者応札の継続状況について	一者応札・高落札が継続し、予定価格が特定事業者の参考見積に実質依存しているほか、要因分析も不十分である。	予定価格の適正性・透明性確保と要因分析・条件見直しのため。	5.29
41	補助金交付にあたり付すべき条件について	森林所有者等が実施主体となる場合の遵守事項(契約手続等)が要領等に定められていない。	契約手続等の条件を明記し、補助事業の適正運営を確保するため。	5.31

以上

<指摘・意見の具体的な内容>

参考として、報告書本文で記載した指摘事項及び意見事項を以下に抜粋した。

指摘事項

5.9 吸収源対策の取組み

(指摘事項1)債権管理及び報告の不備について

債権発生後の期間において、適正な債権管理台帳による管理や会計課への報告が行われていない事例があった。

会計規則第189条では、債権管理者に対し、所管する債権の保全及び取立てについて適正な管理を行うことを求めており、また未収入金は決算調書に掲載され県民に報告されるものである。それにもかかわらず、適正な管理や報告がなされていなかったことは問題であり、会計規則及び会計課の通知に従った適正な債権管理と報告を行う必要がある。

5.10 かがわエコオフィス推進事業

(指摘事項2)工事請負契約における適切な工期の設定及び適切な工期変更理由の記載について

県有施設LED化推進事業のうち、県立中央病院の照明LED化の第1期工事請負契約について、当初契約の工期は令和7年1月31日から同年3月31日までであったが、令和7年3月19日に工事請負変更契約を締結し、工期を令和7年1月31日から同年8月29日までに変更している。工期変更の決裁時の工期延長の理由は「関係機関との調整に不測の日数を要したため」と記載されている。

実施が想定されている工事の内容や変更前と変更後の工事工程表の内容等から、当初契約の工期での実施は現実的ではなく、工期変更することが前提の契約であったものと思われる。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第24条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に遵守するために、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期の設定をした工事請負契約の締結ができる環境整備が必要である。

また、工期変更理由について、工事工程表との整合性等にも留意し、適切な理由を記載する必要がある。

(指摘事項3)業務委託契約の期間延長理由の合理性について

県有施設太陽光発電設備事業の詳細設計等業務委託において、6か月の契約期間延長が実施されているが、香川県知事への文書に記載されている期間延長の理由と業務工程表の内容が整合していない。

詳細設計段階での業務委託期間の大幅な延長は、その後の業務の進捗にも影響を与えることが想定されるものであり、期間延長理由を明確に把握し、延長される期間や金額の合理性等を含め、慎重に検討する必要がある。期間延長の理由と業務工程表の内容との整合性等にも留意し、期間延長の合理性が十分に検討されたかどうかを明確に確認できるようにする必要がある。

5.16 林道事業

(指摘事項4)林道補助事業の延期承認手続の不備について

観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業について、事業完了予定日の延長に係る事業延期承認申請書が提出され、県はこれを承認している。申請書に添付されていた資料は、延期の理由及び新たな完了期限を記載した理由書のみであり、当該事業は、実施設計及び改良

工事を含む事業であるが、延期承認時点においては、実施設計は既に完了している一方、改良工事については未着手であり、入札も未実施で、工事業者も未決定の状況であった。

このような状況において、今後の入札時期や工事工程等、事業全体の進行管理状況を確認できる工程表等の資料の提出を求めることなく、事業延期の妥当性や完了見込みを客観的に確認しないまま延期承認を行っていたことは、承認手続として十分とは言えず、問題である。

5.19 県産木材利用促進事業

(指摘事項5)補助事業完了の適否について

令和6年度の木とふれあう空間整備支援事業における木造施設建設は、令和7年3月31日時点で未完成であったにもかかわらず、香川県産認証木材を使用した部分の施工完了のみをもって補助事業完了とし、本県もこれを完了と判断している。

要領では、補助対象経費となる木材の材積は「竣工時」に納品書等で確認できるものに限るとされ、また、実施報告書に「完成写真」の添付を求めている。「竣工」は一般に工事全体の完了を指す用語であり、部分的な施工の完了をもって補助事業の完了とみなすことは要綱・要領の趣旨と整合しない。

したがって、当該取扱い是不適切であり、仮に「施工完了時」を補助事業完了と解するのであれば、その旨を要綱等に明記するとともに、木材の使用完了を確認できる証拠書類を整備する必要がある。

(指摘事項6)補助事業の変更手続の不備について

「木とふれあう空間整備支援事業補助金交付要綱」では、補助対象経費が30%以上減額される場合には、事前に知事の承認を受けなければならないと定められている。しかしながら、補助事業者は承認申請を行わないまま補助対象経費を36%減額しており、本県もこれを確認せずに補助金の額の決定を行っていることは問題である。

要綱に沿った適正な事務処理を確保するためには、変更内容の事前確認及び補助金交付の妥当性の検証を確実に行う必要がある。

(指摘事項7)補助対象経費の支払確認について

補助金は実際の支出に基づき精算されるべきであるにもかかわらず、当該事業では実際の支払金額や支払時期の確認が行われておらず問題である。事業完了後の支払を認める運用であっても、支払の事実を確認する必要がある。

(指摘事項8)補助事業における実績報告の不正確な報告について

木とふれあう空間整備支援事業の補助事業者は、床材に香川県産認証木材以外の杉材を使用しているにもかかわらず、事業実績報告書には「構造、内装仕上げ材すべて県産ヒノキを使用した」と記載して提出しており、当該事業の目的に照らして重要な報告事項が誤っている。それにもかかわらず、この重要事項の誤りを指摘せず補助金を交付していることは、事務手続上問題である。

床材の使用状況を正確に報告させるとともに、実績報告の内容を確認し、必要に応じて補助金額の精査や調整を行う必要がある。

(指摘事項9)モデル住宅の取扱いにおける制度運用の不整合について

かがわ県産ヒノキ住宅助成事業では、完成見学会を実施するのみの一般住宅を「モデル住宅」として補助対象として扱っており、本来提出すべき工事請負契約書や個人住民税の完納証明書等の提出を不要とし、認証ヒノキ材購入助成金も工務店等へ交付している。

しかしながら、当該住宅は実質的に個人住宅であり、いわゆるモデルハウスとはその性質を異にすることから、制度上の取扱いが実態と整合しておらず、制度運用上の問題がある。

また、助成金の交付先を工務店等とすることについて、施主が同意しているか確認できる仕組みがなく、補助金の交付管理の面でも問題がある。

かがわ県産ヒノキ住宅助成事業におけるモデル住宅の定義と取扱いを実態に即して見直し、提出書類の適正化や助成金の受益者確認を徹底する仕組みに改めることが必要である。

5.20 県民総参加のみどりづくり事業

(指摘事項10) 免税事業者が受託する委託契約における消費税表示の不整合について

みどりの学校運営事業では、受託者の課税/免税区分を口頭で確認しているとされるが、監査人が当該事業に係る委託契約全件を確認したところ受託者のほぼ全てが免税事業者であったにもかかわらず、県が受託者へ交付する決定通知及び仕様書、受託者から提出される請書等の関係書類において「消費税及び地方消費税込」との同一表示が全件で用いられていた。課税/免税の確認結果が文書に反映されないまま、不適切な対価表示の文書が交付されていることは問題である。

決定通知・仕様書・請書等を受託者へ交付又は受領する前に、受託者の課税/免税区分と「消費税及び地方消費税込」等の表示の整合性を必ず確認し、誤表示がある場合は差替え等により是正するとともに、締結後に判明した場合は訂正等により是正することが必要である。

5.21 特定鳥獣等個体群管理推進事業

(指摘事項11) 事業実施報告書の不正確な報告について

「令和6年度狩猟者育成・捕獲活動円滑化推進事業委託業務報告書」において、参加人数、開催日時、実施場所等に不一致や不正確な報告がなされている。

委託業務検査において参加人数等の重要事項の検証が十分に行われておらず、不正確な報告が看過されていることは問題である。

意見事項

5.1 かがわ未来へつなぐ環境学習会開催事業

(意見事項1) かがわ未来へつなぐ環境学習会の来場者調査の精度向上について

受託事業者が実施した環境学習会の来場者アンケートでは、年代別人数を正確に把握できない仕様となっていた。また、回答件数を分母、人数を分子として割合を算出するなど、算定方法にも誤りが確認された。来場者アンケートはイベント効果を把握するための基礎データであることから、これらは分析結果の信頼性を損なうものである。

代表性を確保する観点から、同行者数や年代・属性別人数といった、サンプルサイズを正確に把握できる項目を設けるなど、調査票設計の改善が望まれる。

(意見事項2) かがわ未来へつなぐ環境学習会における若年層参加の更なる促進について

かがわ未来へつなぐ環境学習会の事業目的は、県民一人ひとりの環境保全意識を醸成することであり、小学生とその保護者を主たる対象とすることには一定の合理性が認められる。しかしながら、ブース出展者として高校が1校参加しているものの、令和4年度及び令和5年度とも同一の年代層が中心となっており、幅広い県民に対する意識醸成という事業目的の観点からは十分とはいえない。

ターゲット層の設定にあたっては事業目的との整合性を考慮し、小学生を中心とした来場者誘導と併せて、既に参加している高校に加えて、他の高校生や若年層の参加を促す仕組みづくりについても検討することが望まれる。

5.2 環境地域づくり情報発信事業

(意見事項3) 情報発信の最適化について

環境森林部では、複数の SNS プラットフォームにおいて各課が連携せずに複数のアカウントを個別に運用しており、フォロワー数は増加しているものの顕著な伸びは見られない。県民アンケートでは情報が分かりにくいとの回答が多く、この背景にはアカウントの分散による更新頻度や内容の低下が影響していると考えられる。

各アカウントについて、情報発信の効果や運用ポテンシャルの観点から整理・再編を行い、県民の利用者視点に立ったより魅力的かつ効果的な情報発信を行うことが望まれる。

5.4 学校における環境学習推進事業

(意見事項4) 計画的な環境教育の推進について

環境キャラバン隊は、小学校教員等からの個別の要請等に基づき出前講座を実施しているが、このような運用にとどまっているため、県として計画的に環境教育を展開する仕組みの構築が不十分である点は問題である。

環境キャラバン隊の運用については、個別要請に依存する現行の仕組みを見直し、県全体として教育委員会と連携し、計画的に環境教育を推進することが望まれる。

5.6 省エネルギー行動等促進事業①

(意見事項5) 省エネ施策の周知強化に向けた民間企業との連携不足について

本県は「かがわ省エネ節電所」ウェブサイトを中心に省エネ行動の促進を図っているが、民間企業でも同様の省エネキャンペーンが実施されているにもかかわらず、連携した周知・誘導が行われていなかった。そのため、企業が保有する顧客基盤やアプリ、請求書などの媒体を活用した情報発信の機会を十分に活かせず、参加機会の拡大や施策効果の向上につながる相乗効果が生じていない。

登録促進を図るためには、民間企業との協働による周知の仕組みを検討し、県民へ届く情報発信力を高めることが望まれる。

(意見事項6) かがわ省エネ節電所ウェブサイトにおける情報導線の不足について

本県が運営する「かがわ省エネ節電所」ウェブサイトは、県公式サイトからアクセス可能である一方、当サイト側から県公式サイトへ移動できるリンクが設置されておらず、相互リンクが構成されていない。本県は当サイトのチラシを小学校4年生へ配布するなど若年層への啓発を行っているが、閲覧者が本県の環境施策へ関心を広げる導線が確保されておらず、啓発効果が十分に発揮されていない状況にある。

県公式サイトとの環境関連ページへのリンクを設置するなど、情報提供の一体性を高める改善が望まれる。

(意見事項7) 抽選企画における重要情報の明示不足について

本県は、省エネ・節電の取組を広げる施策として「かがわ省エネ節電所」の登録促進を目的とした抽選企画を実施しているが、当選人数といった重要情報がウェブサイトの主要ページに明示されておらず、応募者が内容を正確に把握しにくい状況となっていた。

行政の透明性と適正な情報提供の観点から、主要ページに当選人数を明確に記載し、誤認や苦情の発生を防止するとともに、施策の信頼性を確保することが望まれる。

(意見事項8)公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について

令和6年度地球温暖化対策計画・報告・公表制度に関する現地調査等業務委託及び令和6年度香川県地域 ESG 脱炭素投資促進専門家派遣事業業務委託において公募型プロポーザル方式を採用していたが、いずれも応募は1者にとどまっていた。

公募型プロポーザル方式は、複数の事業者の提案を比較し、最も適切な事業者を選定することを目的とするものであるところ、応募が1者のみであったため、競争性の確保や提案内容の比較が行えず、方式本来の目的が十分に達成されていない点は問題である。

公募型プロポーザル方式の利点を十分に活用するためには、募集要領の見直しや情報発信方法の工夫、公募期間の設定などにより、複数の事業者が参加しやすい環境を整備することが望まれる。

5.7 省エネルギー行動等促進事業②

(意見事項9)KPIの設定について

新形式車両の導入はことடன்単独の事業であるため、JR 四国の利用者数を含む現行の KPI では、新形式車両導入によることடன்利用者数の増加効果を直接的に把握できず、適切な KPI ではない。KPI を「鉄道の利用者数」とする場合には、ことடன்のみの利用者数を用いることが望まれる。

また、新形式車両の導入による真の利用者数増加効果を把握するためには、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が低迷していた時期の利用者数を基準とするのではなく、新型コロナウイルス感染症の影響がない、又はある程度回復した時期の利用者数を KPI の基準として採用することが望まれる。

5.8 再生可能エネルギー等導入促進事業

(意見事項 10)J-クレジット制度の説明の徹底について

補助金申請時の誓約書には、J-クレジット制度に基づく「かがわスマートグリーン・バンク」への入会が明記されているが、申請者がその趣旨を十分に理解しないまま署名している事例が認められ、J-クレジット事務局から重複登録の報告が寄せられている。これは補助金申請を工事請負業者が代行する実態や、県が業者に対し制度説明の徹底を正式に求めていることが要因と考えられる。

工事請負業者に対し、制度内容を申請者へ適切に説明するよう文書により周知・依頼することが望まれる。

5.9 吸収源対策の取組み

(意見事項 11)吸収源対策としての取組の効果の測定及び評価について

藻場の造成・保全等の推進は、香川県水産業基本計画にも定められており、良好な生産基盤・漁場環境を創造・再生・保全し、漁場生産力を向上させるという観点から、取組状況のモニタリングや評価・検証が行われている。

一方で、同事業は脱炭素社会に向けた地球温暖化対策関連予算の施策の柱の一つである吸収源対策を構成する主要事業として位置付けられているにもかかわらず、吸収源対策としての効果の測定・評価は行われていない。

今後の国や他県の動向等の情報収集に努めつつ、中長期的には費用対効果の観点も踏まえた吸収源対策としての効果の測定・評価を行うことが望まれる。

5.10 かがわエコオフィス推進事業

(意見事項 12) 照明器具の LED 化に関する具体的な導入計画の策定について

県有施設 LED 化推進事業のうち、県庁本庁舎(東館、北館を含む)の照明器具の LED 化については、平成 27 年度から実施されているが、令和 6 年度末時点での進捗率は 59.8%となっている。緊急性のあるものではないこと等から具体的な導入計画は策定されていないが、「かがわエコオフィス計画」に掲げている令和 12(2030)年度までに LED 照明導入率 100%という目標を確実に達成し、より効果的で効率的な導入を行うためには、LED 化の対象範囲を明確にするとともに、具体的な導入計画を作成し、PDCA サイクルを機能させることが望ましい。

(意見事項 13) 公募型プロポーザル方式の選定効果が十分に発揮されていない状況について

県有施設太陽光発電設備整備事業の詳細設計等業務の委託先の選定において、公募型プロポーザル方式を採用しているが、応募は契約先となった 1 者のみであった。

公募型プロポーザル方式は、複数の事業者から業務に対する発想や課題解決の方法、取組体制等に関する提案書の提出を受け、提案内容を比較の上、県にとって最も適切な事業者を選定することを目的とするものであるところ、当該選定手続では応募が 1 者のみであったため、提案内容の比較ができず、方式本来の趣旨が十分に発揮されていない点は問題である。

募集要領の見直しや情報発信方法の工夫、公募期間の設定などにより、複数の事業者が参加しやすい環境を整備することが望まれる。

5.11 青い空保全推進事業

(意見事項 14) 予定価格算定における妥当性確保について

大気汚染監視自動測定器保守管理委託業務では、予定価格の算定において積算価格の単価に市場単価(香川県土木工事設計労務単価)を用い、作業時間数についても県が独自に積算していたものの、参考とした見積りが落札業者に限定されている状況が継続しており、市場価格と比較した妥当性を十分に担保できているとは言いがたい状況にあった点が問題である。

このため、予定価格の妥当性を担保するために、他自治体の契約事例の活用や、複数事業者が参加できるよう業務仕様を変更して見積書を徴収し、現行の業務仕様に係る委託料と比較検討するなど、適正価格での調達となっているか比較検証を行うことが望まれる。

5.12 きらめく瀬戸内海創出事業

(意見事項 15) 常時監視業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について

公共用水域監視測定等事業の常時監視業務において、本県は水質汚濁防止法に基づく法定検査の一部を外部機関に委託しているが、環境省指針で示されるチェックリスト等を活用した体系的な確認体制は整備されていない。

検証や確認業務にチェックリストを導入し、確認項目の明確化と作業の標準化を図ることで、確認漏れの防止や検証の実効性向上、業務の信頼性と透明性の確保に努めることが望まれる。

5.13 海ごみ対策推進事業

(意見事項 16) 香川県海ごみ対策推進協議会における繰越金残存の問題について

香川県海ごみ対策推進協議会では、令和 2 年度以降、多額の繰越金が継続して計上されている。国の補助制度が始まり、制度の継続が不透明として繰越金を残す決議がなされたが、用途を明確にしないまま多額の資金を留保することは、財源の適正かつ合理的な活用を欠くもので問題がある。

繰越金の活用方針を明確に整理するとともに、使用用途が定まらないまま残存している繰越金については返還措置を講じることが望まれる。

5.14 生活排水対策重点事業

(意見事項 17) 浄化槽設置整備事業に係る各市町の補助金未使用率について

浄化槽設置整備事業費補助等において、補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続しており、結果として多額の未使用額が発生している。

補助金交付見込額と実際の交付額との乖離が継続している状況は、予算を効率的に活用できていないという点で問題であると考えられる。

そのため、各市町に対して、現状に即した要望額を回答するよう引き続き周知を徹底するなど、補助金交付見込額と実際の交付額の乖離が少なくなるよう取り組むことが望まれる。

5.15 かがわの森林を守り育てる人づくり事業

(意見事項 18) KPI の大幅な未達状況に対する実効性のある事業計画の未策定について

香川県みどりの基本計画では、新規林業就業者数を KPI として設定しているが、令和6年度時点の達成率は 56%と大幅に未達となっている。このため、令和6年度から、かがわ森林整備担い手対策協議会による取組を開始している。同協議会の事業は、令和5年策定の事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度まで同一内容で実施される予定であるが、これは中期的視点での事業設計や、市町負担金の年度ごとの調整が煩雑となることが理由である。

しかしながら、KPI が未達の状況にある中、3年間同一事業を継続し、事業実績が蓄積されてから評価する方法では、施策改善の適時性を欠くおそれがある。したがって、単年度ごとに事業成果の評価・分析を行い、翌年度の事業計画に反映させる弾力的な運用が望まれる。

(意見事項 19) 中途離職者が多い状況における原因分析の未実施について

現在のKPIは、新規林業就業者数のみに着目している。しかしながら、平成30年度から令和4年度までの5年間では、新規林業就業者を退職者及び中途離職者が上回っている状況にある。

中途離職者の発生要因(賃金水準、労働環境、安全対策、教育体制など)を調査・分析し、離職防止策を講じる必要がある。特に、就業初期段階のフォローアップ体制の充実やキャリア形成支援を導入し、定着率の向上を図ることが望まれる。

5.16 林道事業

(意見事項 20) 補助金の概算払における確認手続の適正化について

観音寺市が実施する林道五郷財田線改良事業に係る補助事業の概算払において、県は観音寺市からの支出命令書を支出証拠書類として概算払を行っていた。しかしながら、実施設計業務は完了し、実質的に債務金額が確定している状況にあつたにもかかわらず、実施設計業務が完了した事実を確認できる検査結果等の提出を求めておらず、概算払の趣旨を踏まえた確認手続が十分であつたとは言い難い。

概算払であっても、事業の一部についての完了払に相当する場合には、完了検査結果等の裏付け資料を必須添付とすることで、補助金支出の適正性を確保することが望まれる。

5.18 県産木材供給促進事業

(意見事項 21) キャッチフレーズ選定審査委員会開催時の専門家委員の欠席について

香川県産ヒノキブランドロゴマーク等のキャッチフレーズは、対面審査を基本とした審査委員会により選定されているが、専門家委員であるコピーライターが出席できず、書面審査のみで対応した。そのため、専門的知見が委員間の議論を通じて十分に共有・補正される機会が確保されたとはいえず、審査プロセス全体として専門的視点を十分に踏まえた合議が行われたかを検証しがたい状況となっている。

別のコピーライターを選任する等により対面出席を確保するか、書面審査の場合でも意見交換の場を設け、専門的知見を確実に反映できる仕組みを整えることが望まれる。

5.19 県産木材利用促進事業

(意見事項 22) 行政内部の調整の長期化により競争性が確保されなかった契約手続について

県産木材製品製作業務は当初予算で事業化されていたにもかかわらず、行政内部の調整の長期化により入札時期が年度末近くとなり、県産木材の調達に難しい時期に一般競争入札を実施することとなった結果、入札は不調となり、応札可能な事業者が実質的に1者に限定され、仕様変更後は随意契約に移行し、見積書も1者からのみ取得することとなった。このように適切な調達時期の設定ができなかった結果、競争性を確保できない調達手続となっており、調達手続の適正性の観点から問題がある。

事業化された段階から入札時期を見込んだ調達スケジュールを早期に設定し、関係部局間で共有する仕組みを整備することが望まれる。

5.21 特定鳥獣等個体群管理推進事業

(意見事項 23) 指定管理鳥獣捕獲事業の構造的課題と対症療法的運用について

高松市市街地へのイノシシ侵入防止のため本県は男木島・女木島で指定管理鳥獣捕獲事業を実施しているが、10年間の実施にもかかわらず被害軽減は十分に確認されていない。両島は島外捕獲者が来にくく、住民主体の体制も形成されていないため外部委託に依存しており、1頭当たり単価も他市町の奨励金水準と比較して著しく高く、高コスト構造が固定化している点が問題である。また、市の講習が担い手育成に結びついておらず、過疎化・高齢化の進行も相まって、体制の自然形成は期待し難い状況にある点も問題である。

被害軽減と費用対効果の改善を図るには、本県が市や外部捕獲者と連携し、島民を中心とした住民主体の捕獲体制を中長期的に構築するとともに、担い手育成や技術普及を計画的に進め、外部委託に依存した高コスト構造からの脱却を図ることが望まれる。

(意見事項 24) 講習会の開催日程設定の適切性について

イノシシ捕獲技術講習会は、高松地域で2回、三豊地域で2回、狩猟フィールド体験入門講座は高松地域で2回実施されている。高松地域は概ね1週間間隔、三豊地域は2日連続で開催されており、内容はいずれも同じである。三豊地域の講習は定員の半数以下の受講にとどまり、受講希望者の分散や日程の都合などにより受講者の確保が十分に図れなかった状況である。開催日程が受講希望者の利便性に十分配慮されていたかについて検討の余地があり、この点が問題である。

受講者の確保の観点から、同一地域で複数回開催する場合であっても2日連続ではなく一定の間隔を設けるなど日程設定を見直すこと、また開催回数を1回に集約するか複数回とするかを応募状況や地域ニーズを踏まえて検討することが望まれる。あわせて、応募者数に対して受講者数が下回っている点について、欠席・辞退の理由を把握し、開催時期や日程が受講の支障となっていないか分析したうえで、実受講率を高める方策を講じることが望まれる。

5.22 生物多様性調査研究事業

(意見事項 25) モニタリング調査結果の公表について

毎年調査を実施しているにもかかわらず、保全を理由に結果が一切公表されないのは望ましくない。

個体数の具体的な数値ではなく、増減傾向や維持状況といった保全の成果を推移が分かる形で公表し、県全体の環境保全の状況を示すべき。ただし、公表方法には、捕獲を誘発しないよう配慮が必要である。

(意見事項 26) 生物多様性に関する認知度向上と広報の強化について

県民の生物多様性に対する認知度は 50%未満の状況が続いており、普及啓発が十分でない。他県では地域戦略の策定など体系的な取組が進む中、本県では情報提供が限定的であるため、周知手法の多様化や戦略的な普及啓発の強化が望まれる。

(意見事項 27) 随意契約に伴う契約金額に関する事後的な評価の記録保管について

各業務の契約は随意契約により締結されているが、随意契約に際して入手した見積りは1者のみであった。業務内容の専門性等から1者見積りとなる一定の合理性は認められるものの、競争性が確保されない状況であるため、業務完了報告時の検査において、報告内容の妥当性を慎重に検証することが望まれる。また、単価の適正性を確認することも、随意契約における適正価格の確保の観点から重要である。業務としては、支出関連証憑の確認や他県の類似業務や過去の類似案件との比較を実施しているが、検証結果を証憑資料として記録保管することが重要である。

5.23 みどりの県有施設管理事業

(意見事項 28) 県立自然公園野営場の利用促進について

県立自然公園施設維持管理業務では、県立自然公園野営場の利用者数を KPI としているが、目標達成度は低い状況にある。令和4年度は、他者との接触を避けることができる屋外レクリエーションとしてキャンプ需要が高まり、利用者が増加したものの、その後は需要の高まりが沈静化し、利用者数は減少傾向となっている。

利用者が減少し、KPI の進捗も低い状況にあることを踏まえると、県は管理運営業務を担う外部委託者と連携し、利用促進に向けたイベント企画や広報の強化等について協議を行うなど、KPI の達成に向けた取組を積極的に進めることが望まれる。

(意見事項 29) 大滝大川県立自然公園の公園計画の見直しについて

大滝大川県立自然公園の公園計画は平成4年の策定以降見直しが行われておらず、計画に基づき整備された施設も設置から長期間が経過しているが、施設の維持管理状況や利用実態を踏まえた計画の見直しや不要施設の整理が行われていない。

施設の老朽化や利用状況を踏まえ、計画の見直しや不要施設の整理を適切に行うことが望まれる。

(意見事項 30) 瀬戸内海国立公園内の県管理施設の整理及び市町への管理移譲について

瀬戸内海国立公園内の県管理施設は、設置から数十年が経過し、利用環境の変化や財政上の制約もあることから、県では施設修繕の時期に合わせて施設の見直しや削減を進めている。一方、利用者が多い園地については、市町にとって観光面での価値が高い施設として位置付けられる場合もある。

小豆島町の紅雲亭園地では、県設置施設と町設置施設が併存する中で、町による巡回により実質的な一体管理が行われている事例もみられることから、県設置施設について、市町が管理・維持を担うことが可能な園地がないか検討し、施設の利活用の最適化を図ることが望まれる。

5.24 瀬戸内海国立公園等魅力向上事業

(意見事項 31) KPI が事業内容と適切に連携していないことについて

瀬戸内海国立公園等魅力向上事業には、案内標識の多言語表記化や園路・施設の老朽化対策等が含まれているが、設定されている KPI は「国立公園利用者数」である。しかしながら、この指標は当該事業のみならず他の施策や社会的要因の影響も受ける包括的な指標であり、事業の効果を直接評価するものとはいえない。

例えば、県が管理する園路や施設のうち、優先的に改修が必要な箇所を特定し、その改修件数や進捗状況を KPI として設定することにより、事業の成果をより適切に把握できると考えられる。事業内容と連動した KPI を設定し、事業成果を客観的に評価できるようにすることが望まれる。

5.25 公洲森林公園にぎわい創出事業

(意見事項 32) 公洲森林公園やすらぎの森リニューアル後の情報発信体制の不十分さについて

公洲森林公園の東エリア(やすらぎの森)は、令和6年度に眺望改善や遊歩道のウッドチップ化、休憩施設や案内板の整備など大幅なリニューアルが行われ、環境が改善されたものの、指定管理者が維持管理するホームページでは、当該エリアの紹介やリニューアル内容に関する情報発信が十分に行われておらず、事業効果の最大化や県民の利用促進の観点から問題がある。

県は指定管理者と連携し、リニューアル内容を指定管理者のホームページ等で適切に紹介するよう協議を行うなど、やすらぎの森の魅力を多様な媒体を通じて発信する取組を進めることが望ましい。

5.26 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業

(意見事項 33) 記念事業の評価が不十分であることについて

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業は、継続的な事業ではないため、明確な KPI が設定されていない。

このような単年度の事業であっても、適切な KPI を設定し、その実績を把握したうえで、経済性、効率性及び有効性の観点から事業評価を行うことが望まれる。

(意見事項 34) 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念花火大会来場者からの情報収集の不十分性について

花火大会は約 40,000 人が来場する非常に集客力の高いイベントであり、県はこの機会を活かして瀬戸内海国立公園に関する情報を様々な媒体を通じて発信していた。一方で、来場者の瀬戸内海国立公園に対する認知度や意識を把握する仕組みは設けられていなかった。

例えば、来場者に配布するうちわやチラシ等に、瀬戸内海国立公園に関するウェブサイトの QR コードを掲載することにより理解促進を図るほか、来場者から意見を聴取する機会を設けるなど、フィードバックを得る取組も考えられる。

県民とのコミュニケーションを図れる機会が得られる場合には、積極的な情報発信に加え、認知度や意見を把握する仕組みを検討し、今後の事業推進に活かしていくことが望まれる。

(意見事項 35) 瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業における県負担額の削減可能性の検討不足について

瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業は、花火大会やシンポジウムなど比較的規模の大きいイベントで構成されている。記念事業の目的は、県民に瀬戸内海国立公園を訪れて自然に親しみ、その魅力や保全の重要性について理解を深めてもらう機会を提供することにある。

瀬戸内海の環境保全や地域振興に関心を有する民間企業も一定数存在すると考えられ、事業の経済性を高める観点からは、民間企業から協賛を募ることの実現可能性について検討することが望まれる。

5.27 循環型社会づくり推進事業

(意見事項 36) 将来推計の算定根拠の明確化について

受託事業者の報告書では、将来推計に5種類の関数式を用い、実績に基づき妥当な式を選定したとされている。しかしながら、報告書内では、市町別の将来値について採用した推計式や各式の試算結果が示されておらず、多くの項目で令和4年度実績が令和32年度までの推計値として用いられている理由も説明されていない。専門性の高い業務である以上、推計方法や選定根拠を報告書内で明確に示すことが不可欠であり、現状では算定過程が不透明で推計値の妥当性を評価することができない。

各関数による計算結果や直近実績値を用いた場合を含め、将来予測値を採用した根拠を報告書内に明示させることが望まれる。

(意見事項 37) 削減効果の報告を求めている点について

香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金は、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化量の増加又は最終処分量の減少という削減効果を目的としており、採択時には削減効果量の審査が行われているものの、補助要綱において、補助事業完了後の実際の削減効果について報告を求めているため、目的である削減効果の達成状況を確認できないおそれがあり、補助事業の成果を適切に評価できない可能性がある点が問題である。

実際の削減効果の発現が事業目的の達成に直結することから、補助要綱において補助事業完了後の一定期間についても、実績報告の提出を求めることが望まれる。

(意見事項 38) 波及性を目的とする補助事業における協力規定の未整備について

香川県プラスチックリサイクル等促進事業補助金では、「波及性」を審査項目として掲げているにもかかわらず、成果事例の紹介等に関する協力義務が補助要綱又は要領に明記されておらず、事例紹介を行う際には個別に許可を得る必要が生じている。

事業目的の達成と取組の波及を図るため、調査や成果事例作成への協力義務を要綱等に定めておくことが望まれる。

5.29 産業廃棄物不法投棄等防止対策事業

(意見事項 39) 予定価格の形成過程と同一事業者による高落札・一者応札の継続状況について

廃棄物の夜間・休日パトロール業務の委託では、同一事業者による一者応札が続き、落札率もほぼ100%であった。県は基準に沿って積算を行い、委託料は一人当たり11,550円/日程度と妥当であるが、毎年度、積算額より低い参考見積を基準に予定価格が設定されてきた結果、予定価格が特定事業者の見積りに実質的に依存する状況となっている。一者応札の要因も明確でない。

他県単価との比較、可能な範囲での他事業者への見積照会などを通じて、予定価格の適正性と価格設定過程の透明性を確保することが望まれる。あわせて、同一事業者による一者応札が継続している現状の要因を分析し、必要に応じて入札条件や仕様書の見直しを検討することが望まれる。

5.30 産業廃棄物適正処理推進費

(意見事項 40)ダイオキシン類測定業務の外部委託における測定結果の信頼性を確保する体制について

廃棄物焼却炉等について排出基準の遵守状況等を確認するため、ばいじん・焼却灰及び最終処分場放流水のダイオキシン類測定業務を外部委託しているが、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針の運用に当たっての注意事項」の別添資料で示されるチェックリスト等を活用した体系的な確認体制は整備されていない。

検証や確認業務のために、受託業者からチェックリストの提出を受ける等により、確認項目の明確化と作業の標準化を図ることで、確認漏れの防止や検証の実効性向上につながり、業務の信頼性と透明性を確保することが望まれる。

5.31 森林病虫害等防除事業

(意見事項 41)補助金交付にあたり付すべき条件について

森林病虫害等防除事業の事業実施主体は、市町等のほか森林所有者等その他の者も含まれているが、森林病虫害等防除事業実施要領には、市町等を対象として議会等の議決を経る旨の定めがあるのみで、森林所有者等その他の者が補助事業の遂行にあたり遵守すべき事項の定めはない。

森林所有者等その他の者が森林病虫害等防除の委託等を行う場合には、原則として一般の競争に付すこととし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適切な場合には、指名競争に付すか随意契約を行うことができる旨等を要領等に明記することが望まれる。

(意見事項 42)KPIの見直しについて

森林病虫害等防除事業において、香川県みどりの基本計画に掲げている「ナラ枯れ拡大防止対策のための更新伐の面積(累計)」をKPIとして捉えている。当該指標は、令和3年10月の香川県みどりの基本計画の策定時に令和7年度までの目標として設定されたものであるが、その後の状況変化により、設定したKPIが当該事業の評価指標として有効に機能していない状況が生じており、次回計画策定時はKPIの見直しの検討が必要である。また、状況変化が激しい場合等にはKPIとしての有効性を再検討し、計画期間内であっても必要な場合にはKPIの見直しを行うことが望ましい。

以上